

**第3節 成人・老人保健福祉対策****成人・老人保健福祉対策****【現状と課題】**

将来推計人口（平成19年5月推計）によると、平成17年の本県の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の326,618人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は22.7%と全国の高齢化率20.2%を上回っています。平成47年(20351年)には38.2%に達し、全国平均の33.7%を大きく上回る超高齢社会の到来が予測されています。

また、高齢者人口のうち、疾病にかかりやすく、要介護状態にもなりやすい75歳以上の後期高齢者人口は145,932人で、65歳以上の高齢者人口に占める75歳以上の割合（後期高齢者比率）は44.7%となっています。

少子・高齢社会の進行に伴い、虚弱や寝たきり及び認知症等何らかの社会的支援を必要とする高齢者が増加しており、これらの状況に適切に対応するため、平成12年4月から介護を必要とする高齢者の自立支援を目的に、介護を社会的サービスとして提供する介護保険制度がスタートしました。

介護保険制度の実施に当たっては、「青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」を策定して、実施主体である市町村を支援しながら、制度の円滑な運営を図ってきました。

本県の要介護認定率及び介護保険サービスの受給者の割合は、全国平均と比べて極めて高い水準となっています。また、介護を要する高齢者等の推計数は、年々増加が見込まれていることから、健康な高齢者の増加を目標として、要介護者の割合を減少させる取組みが必要となっています。

在宅での自立した、すこやかな高齢者の増加を目指すため、効果的な介護保険サービスの提供、介護予防事業等の保健・医療・福祉サービスの一体的・継続的な提供を、より強力に推進していく必要があります。

また、平成20年度から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、生活習慣病予防の観点から、医療以外の老人保健事業として実施してきた基本健康診査等については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施が義務づけられました。

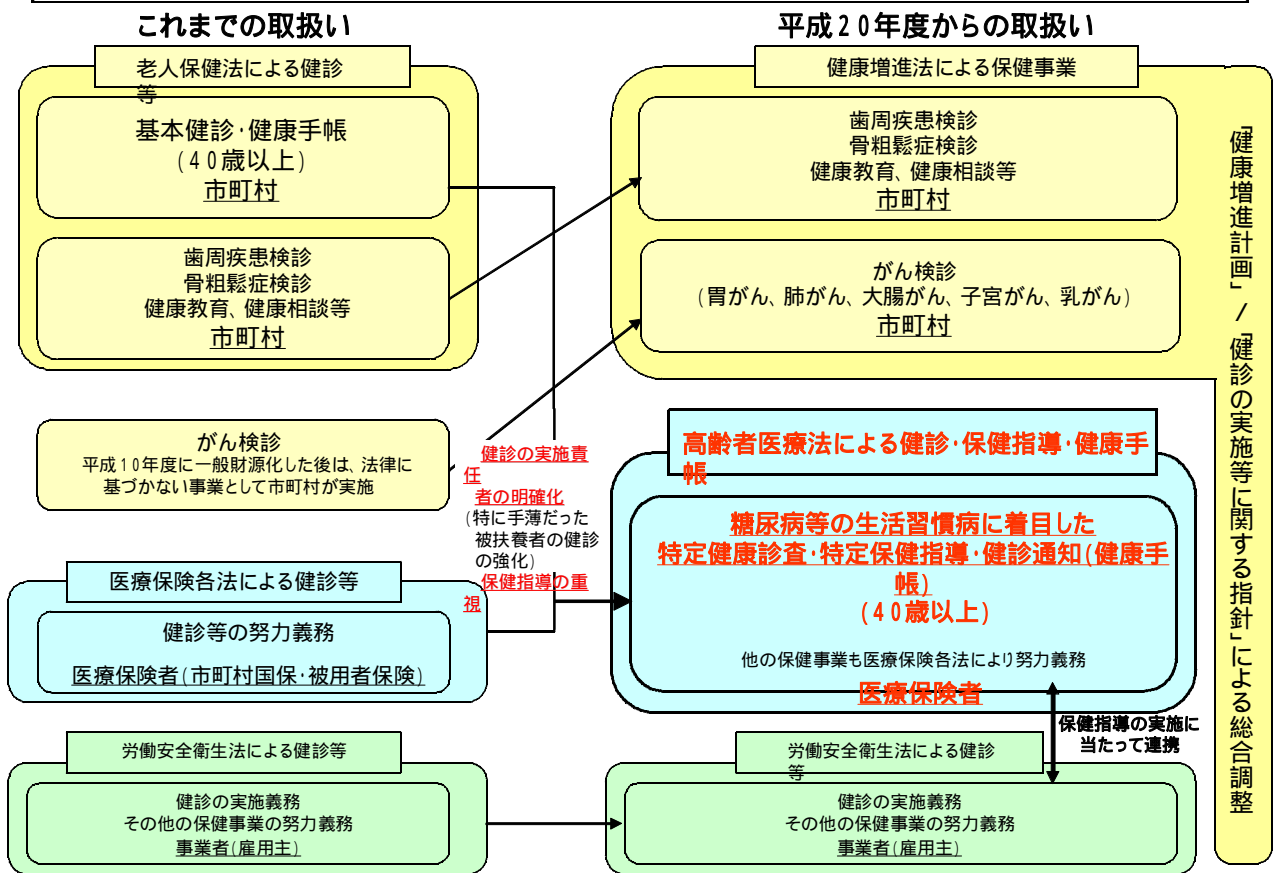
このため、超高齢社会に向けて、生活習慣病予防、介護予防等の生涯を通じた健康づくりがより一層求められています。

**【目 標】**

高齢者一人ひとりが、心身ともに「すこやか」に「自立」して、いきいきと暮らせる長寿社会の実現を、「あおもり」全体で目指します。

\* 「あおもり高齢者すこやか自立プラン（平成18年3月）」の基本理念です。高齢者の方々が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるように県全体で支援し高齢者となっても安心な青森県を目指しています。

各種保健事業の取扱いについて(総括図)



【施策の方向と主な施策】

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導が、効率的かつ効果的に実施されるように努め、県はこれを支援します。(県、医療保険者)

(2) 介護保険制度の適正な運営の推進

介護保険者は、保険料の設定や賦課徴収、保険給付の適正化などを通じて安定した介護保険制度の運営に努め、県はこれを支援します。(県、市町村)

介護保険サービスの効果的・効率的な利用を図るため、ケアプランチェック等の介護給付の適正化を推進するほか、適切な介護サービスが提供されるよう介護保険事業者の指導を行います。

(県、市町村)

介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)や訪問介護員等の資質の向上を図ります。

(県、市町村)

(3) 介護予防と認知症対策の推進

要介護状態に陥ることを予防するため、市町村の地域包括支援センター等において効果的な介護予防事業が実施できるよう支援します。(県、市町村)

認知症の高齢者に対する理解を深めるための普及啓発や見守りなど地域におけるサポート体制の整備を図ります。(県、市町村)

## ( 4 ) 高齢者の社会参加促進

高齢者への学習機会の提供や地域における高齢指導者の養成を図るため、研修会等の実施を推進します。 ( 県、市町村 )

福祉に関するボランティア活動を中心に、相談、情報提供、ボランティア活動団体との連絡調整等の事業を推進します。 ( 県、市町村 )

## 【達成目標】

- ( 1 ) 平成 24 年度における 40 歳から 74 歳までの対象者の特定健康診査の実施率 68 %
- ( 2 ) 平成 24 年度において、当該年度における特定保健指導が必要と判断された対象者の特定保健指導の実施率 45 %
- ( 3 ) 平成 20 年度と比べた、平成 24 年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 10 %